11章　売買・継続的取引・製造委託　　第Ⅳ部　類型

取引基本契約と個別契約の関係

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　この構造は何をしているのか

1　毎回契約書を作らないための仕組み

取引基本契約は、個別契約のたびに詳細な条件を定めるより、ある取引に共通して適用される条件をまとめて合意しておくほうが便利なために結ばれます（注1）。目的物や代金の額を個別契約で定める場合、売買契約にあたるのは個々の個別契約で、取引基本契約それ自体は民法上の売買契約ではありません（注1）。売買契約の全体の中での位置づけは、別稿「売買契約の全体像と、取引基本契約という設計」で扱いました。

基本契約と個別契約という二層に分ける以上、どの条件をどちらに書くか、両者が食い違ったらどうするかを、基本契約の中で決めておく必要があります（注1）。基本契約が終わったときに残っている個別契約の扱いも、雛形は基本契約の中で定めています（注2）。

2　基本契約が定めるもの、個別契約が定めるもの

取引基本契約の雛形は、品名、仕様、種類、数量、価格、納期、納品場所、受渡条件など売買に必要な条件を、基本契約に定めるものを除いて個別契約で定めるとしています（注3）。納品の時期などは個別の売買ごとに異なるので、基本契約では特定せず、個別契約の定めに基づいて納品するという包括的な規定にすることが多くなります（注4）。

価格は、基本契約に別表として単価表を付けておく方法があります。価格を変えるときは、別表だけを変えれば足ります（注5）。

書く場所	主に書くこと
基本契約	適用範囲、個別契約の成立要件、検査・検収の方法、所有権・危険の移転、支払の締め日と支払日、契約不適合責任、製造物責任、知的財産、秘密保持、解除、損害賠償、有効期間
個別契約（注文書・注文請書）	品名、仕様、数量、価格、納期、納品場所、受渡条件
基本契約の別表	単価表、対象商品の一覧

二層構造の基本は、取引ごとに変わる条件を個別契約に、取引全体に共通する権利義務の枠組みを基本契約に置くことです。

二　よくある条項例

1　適用範囲条項

> 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、甲乙間で行われる商品の個別取引（以下「個別契約」という）に共通に適用する。ただし、個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約の定めが優先して適用される。（注6）

前段は、基本契約が個々の個別契約に共通に適用されることを明らかにします。格別の規定をしない限り基本契約がすべての個別契約に適用されることを、確認的に書いたものです（注7）。

2　優先順位（ただし書）

後段のただし書は、基本契約と個別契約が食い違ったときに個別契約を優先させるものです。後に成立した個別契約が優先しないと、個別契約で基本契約の特例を定める意味がなくなるという理由によります（注7）。明確な取決めがなくても個別契約が優先するのが原則といえますが、無用なトラブルを避けるために明記するものです（注7）。

優先順位条項の設計そのものは、別稿「契約書・別紙・仕様書・発注書の優先順位条項」が扱います。本稿では、売買の基本契約で問題になる点だけを取り上げます。

三　問題点

1　個別契約で、基本契約をどこまで上書きできるのか

二の1のただし書は、事項を限っていません。注文書に基本契約と違う支払条件や責任の制限が書かれていれば、その取引ではそちらが優先することになります。

特に問題になるのが、注文書の裏面に印刷された約款です。裏面の約款に「この約款が取引基本契約などに優先する」と書かれていると、優先関係が不明確になります。その場合は、約款の適用を排除しておくなどの対応が必要です（注1）。

「個別契約が優先する」とだけ書くと、注文書の書式に印刷された条件までが、基本契約を上書きする材料になり得ます。取引ごとに変わる事項（数量、価格、納期など）は個別契約を優先させ、枠組みにあたる事項は基本契約を優先させる、という分け方が考えられます。

いったん成立した個別契約の内容を変えるときは、両当事者が合意すれば、覚書などで変更できます。一方の当事者の意思で個別契約を変更できるようにしたいなら、どちらからの変更を認めるか、どの事項の変更を認めるかを基本契約で決めておきます。変更は書面で行うものとし、変更で生じた損害や費用の補償の条件も定めておく必要があります（注8）。

2　基本契約が終了しても、個別契約は残るか

基本契約が終わった時点で、納品前や支払前の個別契約が残っていることがあります。基本契約には検収の方法も支払日も契約不適合の扱いも書かれているので、基本契約が終わったときにそれらが個別契約に及ぶのかが問題になります。

雛形は、この点を次のように定めています。

> 本契約が期間満了又は解除により終了した時に存在する個別契約については、引き続き本契約の規定を適用する。（注2）

この雛形は、期間満了だけでなく解除で終了した場合にも、残っている個別契約に基本契約の規定を適用するとしています（注2）。解除するときに個別契約も一緒に終わらせるのか、残った個別契約は基本契約のルールで完結させるのかは、設計の分かれ目です。終了時の個別契約の扱いは、別稿「清算と経過措置：契約が終わっても、取引は終わらない」が扱います。

3　基本契約の期間が切れているのに、取引が続いている

雛形の基本契約は、期間満了の1か月前までにどちらからも変更や終了の申入れがなければ、同じ条件で1年間自動的に延長されるとしています（注2）。自動更新の条項があれば、原理的には契約はいつまでも有効です。それでも、更新を重ねるうちに古い契約書の内容と取引の実態がずれてくるので、更新時期に契約書を改める必要がないかを確かめることが大切です（注9）。

自動更新の条項がない基本契約が期間満了で終わった後も、同じ相手と注文のやりとりが続いていることがあります。この場合、新しい個別契約に、期間が切れた基本契約の条件が及ぶのかは、当事者の意思の解釈の問題になり、争いの種になります。

四　改善例

1　適用範囲を特定する

どの商品の取引に適用されるのかを、別表などで特定しておきます。

> 第〇条（適用）
> 1　本契約は、本契約の有効期間中に甲乙間で締結される、別表1記載の商品の売買に関する個別契約に適用する。
> 2　本契約と個別契約の定めが異なるときは、第〇条（優先順位）の定めに従う。
> 3　注文書、注文請書その他の書面に記載された約款その他の取引条件は、甲乙が書面により別段の合意をした場合を除き、効力を有しない。

2　優先順位を事項ごとに分ける

二の2のただし書をそのまま使わず、優先順位の条項で、数量・価格・納期などは個別契約を、それ以外の枠組みの事項は基本契約を優先させます。書き方は、別稿「契約書・別紙・仕様書・発注書の優先順位条項」の条項例を使います。

3　終了時に残る個別契約の扱いを決める

三の2の雛形のように、終了時に存在する個別契約には基本契約の規定を引き続き適用すると書いておきます（注2）。解除の場合に個別契約も一緒に解除できるようにするかは、別に決めます。

4　期間の管理をする

自動更新の条項を置くか、置かないなら期間満了の前に更新の要否を判断する手順にしておきます。期間が切れたまま取引を続ける状態を作らないことが、三の3の争いを避けるいちばん確かな方法です。自動更新の条項の書き方は、別稿「自動更新条項：意義と留意点」が扱います。

五　書き分けの分岐

論点	売主側	買主側
優先関係	支払条件や責任の制限が注文書で動かされないよう、枠組みの事項は基本契約を優先させる	納期や仕様を注文ごとに指定できるよう、個別の取引条件は個別契約を優先させる
注文書の約款	買主の注文書の約款を排除する	自社の注文書の約款を使うなら、基本契約との関係を明記する
終了時の個別契約	未払代金の支払日や遅延損害金の定めが残るようにする	契約不適合責任や製造物責任の定めが残るようにする

基本契約と個別契約の関係は、優先順位の一文で済ませず、適用範囲、注文書の約款、終了時の扱い、期間の管理まで、四つの点で決めておきます。

本稿で扱わなかったこと

個別契約がいつ成立するか（注文書と注文請書、みなし承諾）は、別稿「個別契約の成立要件：発注書と注文請書」が扱います。

参考文献等

（注1）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）31頁

（注2）前掲注1・28頁（雛形第19条）

（注3）前掲注1・23頁（雛形第3条1項）

（注4）前掲注1・36〜37頁

（注5）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）164〜165頁

（注6）前掲注1・23頁（雛形第2条）

（注7）前掲注5・122頁

（注8）前掲注1・36頁

（注9）前掲注5・29頁（Q11）

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/torihiki-kihon-keiyaku-kobetsu-keiyaku/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「取引基本契約と個別契約の関係」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。